

利用者への虐待防止に関する指針

第1条 目的

社会福祉法人泉学園は、国が定める障害者総合福祉法や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）などの法令の定めに従い、利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。

第2条 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は権利侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく 利用者の身体を拘束すること。（蹴る・殴る・タバコを押し付ける・熱湯を飲ませる・食べられない物を食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等）

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者をしてわいせつな行為をさせること。（性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等）

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言えば分かるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

(4) ネグレクト（放棄・放置）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定と言って放置する・失禁していても衣類を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること。利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

第3条 虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）その他施設内の組織に関する事項

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）以下「委員会」という。）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

(1) 委員会の構成メンバーについて

【各事業所委員会】

委員長（虐待防止責任者） = 管理者。 委員会毎に1名配置する

虐待防止マネージャー（虐待防止担当者） = サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員の職種職員。

事業所毎に1名配置する。委員長との兼務も可とする。

委員 = 管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者以外の職種職員。

委員会毎に1名以上配置する。可能な限り看護師を含める。

※虐待防止マネージャーは身体拘束等の適正化対応策担当者も兼ねる（相談系以外）。

※小規模事業所は委員会（会議）の合同開催も可とする。

【法人委員会】

オブザーバー=1名 委員長=1名 副委員長=1名 委員=10名

オブザーバー以外は原則各事業所の委員会（会議）開催単位毎に、委員長若しくは、虐待防止マネージャーから1名選出する。また別途1名看護師を委員に加える。

(2) 委員会の審議事項等

職員の意識を高める掲示物等に関すること。

基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。

労働環境、労働条件の改善に関すること。

職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること。

虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。

虐待発見時の対応に関すること。

その他人権侵害、虐待防止に関すること。

第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、虐待防止のための研修の定期的な実施（年1回以上）。

研修は虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）が作成した研修プログラムを年1回以上実施し、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施する。また研修の実施内容についての記録を残す。

研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会または基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

第5条 虐待発生時の対応に関する基本方針

職員等が、利用者への虐待を発見した場合、まず直属の上司や管理者等に報告する。事実確認を行い、虐待の可能性がある場合は速やかに事業所委員会を開催する。そして法人委員会及び理事長、統括責任者に報告し、同時に行政機関の担当窓口へ報告する。

事業所委員会の報告を受け、ただちに法人委員会を開催する。

利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなども重要。

さらには、発生要因を十分に調査・分析し、客観的な分析が必要な場合、外部の方に内部調査を依頼し検討するとともに、再発防止に向けて法人全体へ周知し、改善計画を具体化していくよう努める。

第6条 虐待防止の適正化の推進の為、職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規範に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

(1) 意識の重要性

- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- ・養護者・職員の「虐待をしていない」という「自覚」は問わない。利用者本人の「自覚」は問わない。

(2) 基本的な心構え

- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、重度の重複障害などからそれを訴えたり、拒否したりすることが出来ない場合もあることを認識すること。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。
- ・虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、障害福祉サービス事業所としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営に於いて大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識すること。

第7条 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び利用者家族等関係者、職員等がいつでも閲覧出来るようにする。

(附則)

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

(1) 令和7年 4月 30日 一部改正